

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年1月29日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	榎 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

措置の通知書

令和元年度 随時監査（工事監査・前期）（元監査第78号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 設計について 保育園における避難用階段の安全確保について (報告書3ページ)</p> <p>保育園の耐震化工事に併せて設置した屋外避難用階段で、安全対策が不十分な事例があった。 豊栄保育園では、園舎の耐震化工事に併せて、緊急時の避難路確保のため、園舎北側保育室屋外に避難用階段を設置した。 避難用階段は鉄筋コンクリートで、周囲の地形に合わせるため、幅は80cm、上部（保育室から出る場所）と下部（避難路の路面）とは、約1.5m程度の高低差がある。 この避難用階段は、避難するために保育室の窓から外に出ると、直角方向へ降りるような構造となっているが、転落防止柵や手摺などの安全施設が設置されておらず、緊急時の避難施設として使用するには危険なものとなっている。 現在の状況では避難訓練等にも使用することが危険な状態であるため、早急に対応されるとともに、安全確保を優先した設計に配慮すべきである。 (保育・幼稚園課)</p>	<p>豊栄保育園の園児の安全確保のため、避難用階段に転落防止用の手摺を設置することとし、令和2年2月14日に工事完了予定である。 (保育・幼稚園課)</p>

措置の通知書

令和元年度 随時監査（工事監査・前期）（元監査第78号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>1 林道法面整備における丸太柵設置の適切な設計及び施工について (報告書3、4ページ)</p> <p>安茂里地区の林道法面改修工事について、林道法面に設置した丸太柵が、本来の施工目的を果たしていない事例があった。</p> <p>この工事は、林道の法面が一部崩落したため、崩落個所の拡大を防ぐ目的で施工され、作業順序として、不足土を投入し人力による転圧で法面整形を行い、その後に丸太柵の杭木を打設し、法面より上部へ横木を設けたのち、植生シートを設置している。</p> <p>丸太柵は応急的に法面を安定させるための工法であるが、不足土投入前の地盤面への杭木の打込みの深さは、杭長1.5mに対し0.2mしか確保されておらず、根入れが不足しており、横木を法面より上部へ設置しているため、崩落した法面を安定させるに至っていない。</p> <p>また、崩落した個所へ投入された不足土は、法面の勾配が急で機械による転圧ができないため、現場では、不足土投入箇所が沈下し、横木最下段と地山に隙間が生じている。</p> <p>本来であれば、崩落した状態から、丸太柵を設置した後に、不足土投入と法面整形、植生シート設置の手順で施工すべきであった。</p> <p>小規模工事は、施工図等を添付の上、設計書付見積書を査定することとなっているが、見積者と、現場条件や施工図、施工方法など細部にわたり協議を行った上で契約・施工されるよう留意されたい。</p> <p>(森林農地整備課)</p>	<p>見積書に添付されている図面のチェック体制を強化し、現場条件に適した設計値であるか、的確な施工手順であるかを確認するよう、課内の関係職員に周知徹底（令和元年12月19日）することで改善を図った。</p> <p>(森林農地整備課)</p>

措置の通知書

令和元年度 随時監査（工事監査・前期）（元監査第78号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>2 適切な積算について (報告書4、5ページ)</p> <p>予定価格70万円以下の小規模工事において、工事担当課では、長野市建設技術委員会からの通知により、請負工事費工事価格の算出単位を、「長野市公共建築工事積算基準等の運用」を適用する工事（主に建築系工事）については千円単位、運用を適用しない工事（主に土木系工事）については、一万円単位（ただし工事価格が一万円未満の場合は千円単位）として、設計工事価格を算出している。</p> <p>今回の監査対象において、設計積算の実務を事務職員が行っている工事で、一円単位まで設計工事価格を算出し、同額で査定され契約しているものが何件か見受けられた。</p> <p>このような状態では、設計工事価格の算出及び査定方法が統一されておらず、結果として契約額に差が出ている状況にある。いずれも工事としての発注であり、長野市建設技術委員会からの通知等により、算出や査定をすることで統一が図られることから、工事担当課のみならず、全庁的に周知を図るよう、早急に対応されたい。</p> <p>また、事務職員が工事を担当する場合は、工事担当課との連携を図りながら、国や県が策定した設計基準や、長野市建設技術委員会からの通知等を確認の上、執行するよう留意されたい。</p> <p>(検査課)</p>	<p>請負工事費工事価格の算出単位について、建築系工事においては、長野市公共建築工事積算基準を平成20年4月1日に施行し、同基準等の運用を平成27年7月1日から施行運用している。また、土木系工事においては、平成30年5月23日に長野市建設技術委員会で審議され、平成30年5月28日付け30建技第1号の通知により、平成30年6月1日から現行運用を図っている。</p> <p>予定価格70万円以下の小規模工事の設計工事価格の算出方法については、積算基準、運用及び通知について全庁ネットワークシステムにおいて確認できる状態であったが、技術職員が配属されていない主管課への周知が不足し算出単位の統一が図られていなかったことが原因であったため、令和元年12月26日に全庁ネットワークシステムを利用して各課に改めて工事価格の算出単位についての通知を行うとともに掲示板にも掲載し、設計積算基準の統一について、全庁的な周知を図った。</p> <p>(検査課)</p>

措置の通知書

令和元年度 随時監査（工事監査・前期）（元監査第 78 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>3 適切な契約事務について (報告書 5 ページ)</p> <p>予定価格が70万円を超え 130万円以下の工事においては、積算工事価格を予定価格とし、担当課による随意契約（金抜き設計書による2者以上の見積）が可能であり、見積額が予定価格の範囲内であるときはその提出者（予定価格の範囲内の見積者が複数あれば安価なもの）を契約の相手方としている。</p> <p>本件については、最初の見積で予定価格の範囲内の業者がおらず、同一業者から再度（2回目）見積を徴取し、契約相手方を決定している工事であった。</p> <p>このような場合、見積を再度徴取せずに「不調」とし、改めて見積依頼を行うことが通常であるが、「各課で発注する建設工事等の取り扱いについて（通知）」及び「長野市建設工事等競争入札心得」には、再度見積に関する規定はない。</p> <p>このため現状では、担当課での判断において、ばらつきが生じ、契約事務の統一が保たれておらず、結果として見積の有効性が確保されていない。契約課において明確な規定を設け、円滑かつ統一された契約事務が行えるよう、早急に対応されたい。</p> <p>(契約課)</p>	<p>予定価格が70万円を超え 130万円以下の工事における随意契約の手続きについては、予定価格の範囲内で本市にとって有利な条件を提示する相手方を選定する必要性を踏まえ、その見積回数について庁内で統一した運用をするため、担当課における事務処理の状況や、他市の取扱い等を調査・検討の上、令和2年度から統一した契約事務を行えるよう、庁内に周知し改善を図る。</p> <p>(契約課)</p>